

北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会（第52回）開催概要

1 開催日時

令和5年8月31日（木） 10:00～12:00

2 開催場所

PCB処理情報センター（室蘭市御崎町）

3 出席者

広域協議会会員、環境省、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下、JESCO）
事務局（北海道、室蘭市）

4 傍聴者

一般5名、報道2社（北海道新聞、室蘭民報）

5 議事概要

（1）北海道事業の進捗状況等について

- 次の内容についてJESCOから資料1-1～1-4に基づき報告。
 - ・ JESCOにおけるPCB廃棄物処理事業の現況
 - ・ 北海道事業の進捗状況
 - ・ 稼働状況について
 - ・ トラブル事象等について
- 次の内容について、事務局から資料2-1～2-2に基づき報告。
 - ・ 令和4年度及び令和5年度の環境モニタリング等の結果について説明（PCB処理事業に係る基準値等の超過はなし）
 - ・ 今後の環境モニタリングの実施については、事業終了時に排出源モニタリングについては見直す可能性があるが、周辺環境モニタリングについては施設解体等の目処がつくまで継続する考えを説明
- 今年の2月に、JESCOにおいて水銀廃棄物の混入が疑われる事案（排気中の水銀濃度の上昇）が発生したことに続き、6月には、搬入された処理対象物の保管容器に水銀廃棄物が混入している事案が発覚したことを受けて、北海道から資料6～6-2に基づき、広域協議会会員あて周知。
- 質疑応答
長野県： PCBと水銀が含まれる汚染物はどのように処理するのか。
→環境省： 同様の事例が発生した場合には、環境省へ相談いただきたい。また、JESCOは水銀を処理する許可を有していないため、排出段階で分別するよう排出者へ指導いただきたい。

（2）募集案件による意見交換・情報共有

- 資料3に基づき事務局が進行。
- 自治体間において次のテーマについて、意見交換等を実施。
「PCB特措法行政代執行にかかった費用の徴収について」

「低濃度PCB含有の可能性のある変圧器・コンデンサーへの対応について」

「一般廃棄物となるPCB廃棄物の取り扱いについて」

「[試験研究等の用に供するため保管される高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の取扱いに関する留意事項について（令和4年3月25日付け環循施発第2203251号環境省環境再生・資源循環局ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長通知）」に対する各自治体における対応について」

- 環境省あて次のテーマについて、意見を照会。

「農業用ポンプ等に使用されるPCB機器について」

- テーマの提案自治体から主旨等を説明し、質疑応答や各自治体の独自の取組等について情報提供があった。

(3) 室蘭市との経済交流に係る取組等について

- 室蘭市から資料4-1～4-2に基づき、各自治体との経済交流について説明。

(4) 計画的処理完了期限内における処理委託について

- JESCOから資料5に基づき、説明。

- 質疑応答

柏市：今年度中であれば、新規に発見された機器についてもJESCOでは処理可能なのか。

→JESCO：そのとおり。来年度以降についても契約は可能であるが、中小企業者等に係る費用負担軽減措置の軽減率が減少するため、注意いただきたい。

(5) その他

- 事務局から、資料7に基づき、後日、関係自治体の連絡先について確認し、本案のとおり改正させていただきたい旨を説明。

- 事務局から、次回開催時期（2月～3月頃）を説明して閉会。